



シーフード産業と人権に関する人権方針・人権デューディリジェンスについて

◎アンケート項目◎

企業名 イオン株式会社

回答日 2021年5月20日

以下の質問への回答をお願い致します。

1. 水産業界における人権問題について

貴社は、本アンケート送付時点で、本事案で指摘されたような水産業界における人権問題（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）について、把握されておりましたか。認識しています。

2014年頃から、水産における人権問題について本格的な調査を開始し、当時日本では欧米の出来事を受け止められておりましたが、特に弊社PB商品の生産過程での「安心」を消費者に担保できない重大なリスクにつながることに危機感を感じる契機となりました。

(例)

- ・ C P F (チャルーン・ポーカパン・フーズ) 2014年、英国ガーディアン紙が、タイのエビ養殖で、餌の捕獲等、サプライチェーンの上流で拘束労働、暴力等の人権侵害を報道。
- ・ (タイユニオン) 15年、NGO グリーンピースより、ツナ缶詰の原料となるマグロ・カツオ船で行われている拘束労働、暴力等の人権侵害改善要求。

参考 2015年当時の内部資料

タイの水産物をめぐる動き



- ・欧米で、タイのエビ養殖をめぐって、人権侵害、不当労働の問題が顕在化。
- ・タイ関係者を巻き込んだ取組みが始まり、小売の取組でのベストプラクティスが出現。
- ・日本でも、小売向けの改善要求キャンペーンが強化の見込みで、対応が求められる。

政治	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年、欧州、人権問題で、タイの水産物輸入規制実施を警告。米国でも、違法な漁業への取締強化のため輸入時に、トレーサビリティを義務付ける法律制定。 ・タイ政府、水産物における人権問題への対処に、労働省、農水省など複数の省庁連携で信頼回復につとめることを公表。タイ王室からもメッセージ発信。 ・日本では、貿易政策で人権問題への対処を盛り込み。
経済	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年、TCGFソーシャルピラー設立。サプライチェーン上流の遵法性確保など責任範囲の拡大に対処するため、強制労働での協業を決定。 ・英国Sainsbury`sタイとの取引を継続しながら、タイ政府、漁業関係者、専門家とプログラムを実施。2016年、SeaWEBサミットで、NGOから表彰される。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年、英国ガーディアン紙が、タイのエビ養殖で、餌の捕獲等、サプライチェーンの上流で拘束労働、暴力等の人権侵害を報道。 ・2014年には欧州、米国でNGOが小売等へのタイのエビ養殖での人権侵害への改善を要求。これを受け、2015年、グリーンピースジャパンが、政府の動きの遅さに懸念、世論形成のため、キャンペーン強化を企業に予告。
技術	<ul style="list-style-type: none"> ・後発のASC認証で、社会的責任の要求事項が盛り込まれたことを受け、MSC認証でも社会面での強化が決定。 ・ASC・MSC認証をめざすFIPプログラム(WWFタイ等が計画)にても、人権、労働慣行の取組を入れることが決定。



2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

貴社は、水産業における人権侵害（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施されていますか。以下の各分野ごとに回答下さい。

(1) 人権方針の策定

策定しています

- ・イオンの人権基本方針

2014年9月、「イオンの人権基本方針」を策定しました。

昨今の国際的な社会情勢を踏まえ2018年10月に「イオンの人権基本方針」を改訂しました。

- ・イオン行動規範

2003年4月、イオンは「すべてはお客さまのために」という価値観のもと、イオンピープルー一人ひとりの日常行動の基本的な考え方、判断の基準をまとめた「イオン行動規範」を制定しました。

- ・イオンサプライヤーCoC

2003年5月、イオンはお取引先さまとともに生産活動における企業倫理および労働環境に関する法令や世界基準の遵守、ならびに継続的改善に取り組んでいくため、「イオンサプライヤー Code of Conduct（取引行動規範）」（以下、CoC）を制定いたしました。

詳細は下記をご覧ください。

<https://www.aeon.info/humanrights/aeonhumanrightspolicy/>

(2) サプライヤーに対するトレーサビリティ

（サプライチェーンの把握方法・体制）

2016年7月に、「人権・労働問題対応勉強会」をサプライヤー、NGOの皆様と共に実施し、トレーサビリティ（サプライチェーンの把握方法・体制）につき、特に、リスクの高い輸入水産物で明確にしています。

原材料のトレーサビリティの把握方法については、商品仕様書を管理する仕組みによって把握する体制としており、さらに、MSC・ASCのCoC認証(Chain of Custody)とイオンサプライヤーCoC (Code of Conduct) の三者監査、二者監査等を活用し、サプライチェーン上各ステージで、チェック機能を働かせる仕組みになっています。

資料は、当時のものですが、現在も、MSC・ASC認証品の構成比をあげることで、チェック機能を強める考え方の元、上流までのトレーサビリティの実現努力を継続しています。



タイの水産物への対応



取組を主導し
実行可能な
取組を導入

- ・プロアクティブに対応することで、イニシアチブを主導。
- ・レピュテーションリスクの高い、タイ産のエビから取組を優先。
- ・特にリスクの高い商品とそれ以外で取組に差をつける。

【サプライチェーンでの取組】

分類	具体的な取組	タイ産エビを 使用の製品	タイ産エビ主原料 の水産品
教育	「サプライチェーンの社会的責任」セミナー実施 (対象) 社内商品開発関係者及びサプライヤー (目的) NGOも講師として招聘、取組姿勢を共有	○	○
確認	「サプライヤーCoC +」の導入 ・サプライヤーCoCでの追加確認 (対応) 社会的責任の方針設定や、取組の確認	○	—
	「ASC認証、MSC認証」の取得 (指針) リスクが高い分野で第三者検証を導入	—	○

【サプライチェーンを超えた取組】

・タイ政府、漁業者、NGO等でのマルチステイクホルダーでの協業のため、ダイアログ（対話）を実施。

「水産物の人権・労働問題」のイオンの考え方



課題	水産サプライチェーンにおけるトレーサビリティ・持続可能性を確保する 拡大範囲：人権・労働問題
目的	1 グローバル活動で労働問題を全般的かつ包括的に考える必要性 2 サプライチェーン全体の労働問題への配慮 3 不適切な対応回避(ブランドイメージ低下、売上、訴訟への発展) 4 「倫理的かつ持続可能な調達」
手段	1 養殖魚：ASC認証＋イオンサプライヤーCoC 2 天然魚：MSC認証＋イオンサプライヤーCoC
手順	1 現状認識・調査（今回はエビに絞り調査）PBのエビ原材料使用調査 2 サプライヤーとの意見交換（マルハニチロ・日本水産・三菱商事） 3 手段の立案 4 MSC・ASCとの調整 5 日本国内での手段の発表、他規格との整合性確保（日本水産学会シンポ発表、NGO同意） 6 大手日本企業との調整(情報の共有化も含め) 6 タイ・ステークホルダーエンゲージメントプログラムにて意見提示 (予定メンバー：タイ政府、日本政府、タイNGO、国際NGO、タイ企業、日本企業、有識者) 7 トップバリュサプライヤーに対し提示



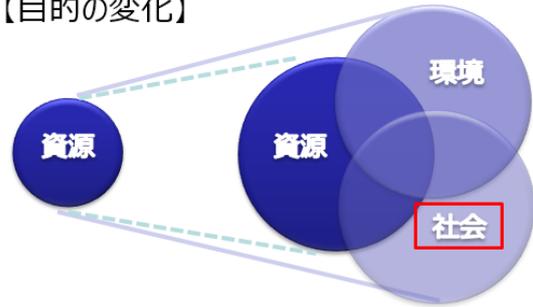
イオンのMSC・ASC認証拡大の意図



【テーマ】

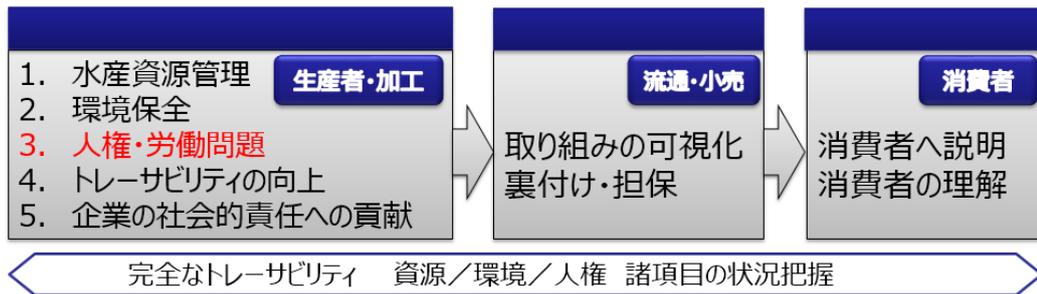
- 水産サプライチェーンにおけるトレーサビリティ・持続可能性を確保
- 「(裏付けある=MSC・ASC認証制度)サステナブルシーフード」へシフト

【目的の変化】



【手段】

MSC・ASCによる「規範・法令遵守」「トレーサビリティ」「チェック監査」体制確立



人権・労働問題解決策



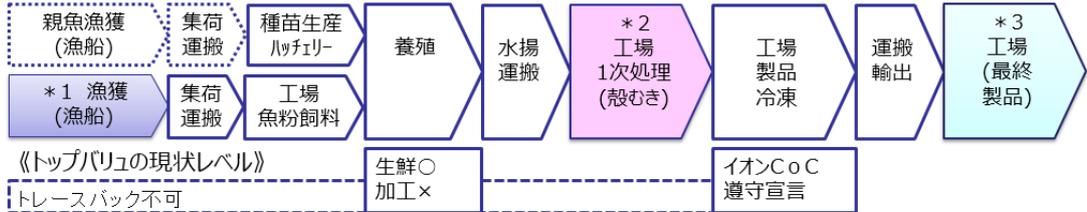
《水産物の、発覚している人権問題》

* 1 (2014.6 英国ガーディアン報道)
【タイの漁船の奴隷労働】
飼料用の安価な小魚・雑魚を漁獲する漁船上。公海上で操業
ミャンマー・カンボジア出身移住労働者を人身売買により確保。奴隷扱いの労働

* 2 (2015.12 AP通信報道)
【タイのえび工場の児童・強制労働】
えびの殻むき工場で、ミャンマー出身移住労働者の中に児童が含まれていた。大人も悪環境の中強制労働を課せられていた。

* 3
【外国人研修生・技能実習制度】
安い労働力の確保の手段となっている。人権NGO調査の調査等で、北関東(農業?)、西日本(水産?)等問題が発覚。米国で人権問題と指摘。

《サプライチェーン（養殖）》



《サプライチェーン（天然）》





水産物の人権・労働問題解決策（養殖魚）



《イオンのサプライチェーン上の資源・環境・人権問題の解決手段》



完全なトレーサビリティ 資源/環境/人権 諸項目の状況把握

ASC	イオン取引行動規範（イオンCoC）
責任を持って運営されているか評価する⇒認証制度 [要求事項(7原則)] 1: 包括的な法令順守 2: 自然環境と生物多様性の保護 3: 水資源の保全 4: 逃亡を避けることによる種の多様性及び野生生物の保護 5: 責任ある調達による餌と資材の利用 6: 動物の健全性 (抗生物質と化学薬品の不必要な使用 をしない) 7: 養殖場によって影響を受ける労働者と地域社会に対する社会的責任 (例 児童労働の不可、労働者の健康と安全、結社の自由、地域社会との関係)	[要求事項] 法令順守 (製造・調達を行う国において法的に定められている、社会的責任標準に適合する。 1: 児童労働 2: 強制労働 3: 安全衛生および健康 4: 結社の自由および団体交渉の権利 5: 差別 6: 懲罰 7: 労働時間 8: 賃金および福利厚生 9: 経営責任 10: 環境 11: 商取引 12: 認証・監査 13: 贈答禁止
第3者認証 年次監査	第3者認証/2者監査

水産物の人権・労働問題解決策（天然魚）



《イオンのサプライチェーン上の資源・環境・人権問題の解決手段》



完全なトレーサビリティ 資源/環境/人権 諸項目の状況把握

MSC	イオン取引行動規範（イオンCoC）
[漁業規準(原則)] 1: 持続可能な漁獲対象資源 2: 漁業の環境への影響 3: 適切な管理 [要求事項(人権労働に関する箇所7.4.1.4)] 過去2年間で強制労働の罪で起訴された法人がクライアントもしくはグループに含まれていないことを確認しなければならない。 a. 認証を取得しているクライアントグループに属する法人が強制労働の罪で起訴された場合、当該法人は認証の適用範囲にないものとして、認証登録もしくはクライアントグループから離脱しなければならない。	[要求事項] 法令順守 (製造・調達を行う国において法的に定められている、社会的責任標準に適合する。 1: 児童労働 2: 強制労働 3: 安全衛生および健康 4: 結社の自由および団体交渉の権利 5: 差別 6: 懲罰 7: 労働時間 8: 賃金および福利厚生 9: 経営責任 10: 環境 11: 商取引 12: 認証・監査 13: 贈答禁止
第3者認証 年次監査	第3者認証/2者監査

イオンサプライヤーCoCの詳細については、以下もご覧ください。

イオンサプライヤーCoCの取り組み 弊社HP「イオンサプライヤーCoC」参照 <https://www.aeon.info/humanrights/>



イオンサプライヤーCoCの取り組み AEON SUSTAINABILITY DATA BOOK P70-74
https://www.aeon.info/wp-content/uploads/sustainability/images/report/2020/20_data_a3.pdf

(3) 人権デューデリジェンスの方法・体制

2003年より、イオンサプライヤー取引行動規範（Code of Conduct）に則り、トップバリュ商品を製造頂くすべての一次サプライヤーの皆様の定期的な監査を実施し、リスクアセスメント、および、課題の改善を図っています。
さらに、国連「ビジネスと指導原則」に基づき、2018年度より、サプライチェーン管理における人権デューデリジェンスを開始しています。事業活動における人権への負の影響の特定と、現状の取り組みとの乖離を分析しました。自社でのアセスメントの後、有機貴社と意見交換を行い、優先的に取り組む人権の重点課題として、原材料における課題を特定し、取り組みを進めています。
詳細については、下記を確認下さい。

イオンサプライヤーCoCの取り組み 弊社HP「イオンサプライヤーCoC」参照
<https://www.aeon.info/humanrights/>

サプライチェーンにおける人権デュー・デリジェンス AEON SUSTAINABILITY DATA BOOK P70-74
https://www.aeon.info/wp-content/uploads/sustainability/images/report/2020/20_data_a3.pdf

(4) 対話・救済手続（グリーンバンスメカニズム）の方法・体制

2021年より、プライベートブランドのトップバリュサプライチェーンについて、お取引先さまおよびお取引先さまの従業員の方からの相談・通報を受け付けるお客さまホットラインを設置し対応しています。総合窓口は、第三者機関のASSC（アスク）*が行い、相談者が希望する場合は匿名でイオンの窓口へ報告されません。
お取引先様ホットラインについて
<https://www.aeon.info/sustainability/contact/>

(5) その他

水産物においては、その半分を海外からの輸入がしめています。その中でも、20年前より「養殖」が増えています。

小売業は、サプライチェーン上、漁業現場からは最も遠い部分に位置しており、生産・製造・流通過程で何が起きているのかが従来の仕組みでは全くわからない状況でしたが、小売としての役割を念頭に、基本的なスタンスを決めて継続的に取り組んでいます。

[小売りとしての役割]

消費者に「安心」「安全」なものを「適正な価格」で消費者に販売する。

この「安心」の中に、社会的課題に関与していない事が含まれます。

魚の場合「資源問題」「食糧問題」にも大きく関わり、より多くの「安心」の担保が必要となります。



[イオンの基本的なスタンス]

従来的一次サプライヤーへのイオンサプライヤーCoC 監査の取り組みに加え、漁業現場までの裏付けある持続可能な水産物にシフトする。

(持続可能な水産物に、人権課題等の社会的課題も含む。)

[手段]

- ・ 第三者認証であり、最も世界中で普及している「ASC (Aquaculture Stewardship Council、養殖管理協議会)」
「MSC (Marine Stewardship Council、海洋管理協議会)」により「裏付けある持続可能な水産物」の担保とする。
- ・ 「CoC (Chain of Custody、加工流通過程の管理)」流通過程をすべて定期審査で、サプライチェーン・マネジメントが強化される。(原料・製品仕入れのリスク管理が可能となった) CoC 対象の加工流通過程においては、人権課題の要求事項がある。
- ・ MSC の漁業認証の規格の中にも、人権課題の監査項目を拡大するための要求をし続ける。

(1) 養殖魚

- ・ ASC を取得する過程で、環境持続可能性、社会的責任のある姿へ変えられる養殖場によって影響を受ける労働者と地域社会に対する社会的責任(例 童労働の不可、労働者の健康と安全、結社の自由、地域社会との関係)等が監査内容が充実。(年1度の監査)

[ASC 7原則]

1. 包括的な法令順守
2. 自然環境と生物多様性の保護
3. 水資源の保全
4. 逃亡を避けることによる種の多様性及び野生生物の保護
5. 責任ある調達による餌と資材の利用
6. 動物の健全性抗生物質と化学薬品の不必要な使用をしない
7. 養殖場によって影響を受ける労働者と地域社会に対する社会的責任

(2) 天然魚

- ・ MSC においても、徐々に、人権課題の取り組みが強化されつつあるので、引き続き、積極的に活用しながら、強化を求めていく。
- ・ (2014年08月01日)MSC 評議員会声明：MSC 認証の企業から強制労働を排除
- ・ (2014年10月)MSC 漁業認証要求事項の修正
過去2年間強制労働により起訴された企業は、MSC プログラム適用範囲外。
- ・ (2019年3月)強制労働・児童労働リスクに関する CoC 認証改定(要求事項追加)
- ・ (2021年～) MSC 内にて、社会課題の対応強化のための常設の WG を設置

持続可能な調達の取り組み AEON SUSTAINABILITY DATA BOOK P35-40

<https://www.aeon.info/wp->

[content/uploads/sustainability/images/report/2020/20_data_a3.pdf](https://www.aeon.info/wp-content/uploads/sustainability/images/report/2020/20_data_a3.pdf)



3. サプライヤーに対するトレーサビリティに関する状況について

(1) 貴社は、水産品について、サプライヤーをどこまで把握していますか（一次、二次、三次、およびそれ以降）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先を記載してください。

商品仕様書を管理する仕組みによって一次サプライヤーが仕入れる原材料の生産者さまについて、把握をしております。

詳しくは、前段のご質問と重なる点も多いため、2の(2)もご参照下さい。

(2) 水産業のサプライチェーンについて調査やモニタリングをどのように実施していますか（基準または手順等）。

一次サプライヤーにはサプライヤー行動規範の周知を行い、加工工場には監査を実施している。

MSC、ASCなどの第三者認証の水産物の取り扱い目標を設定し、継続的に拡大を実施。さらに、各認証プログラム対して、CGFおよびGSSIが策定した人権に関する認証時の基準を満たすように、小売を代表して働きかけを実施している。

また、認証取得にすぐに移行できないサプライヤーに対して、自主基準の策定を実施し、監査体制の構築を進めている。

詳しくは、前段のご質問と重なる点も多いため、2の(2)もご参照下さい。

(3) 貴社は、貴社の人権方針（ないしその他の調達コード等）に基づき、サプライヤーに対して人権尊重を求めるために、特にどのような措置を実施されていますか。

プライベートブランドの製造委託契約時にイオンサプライヤー行動規範の遵守を要請

イオンサプライヤー行動規範について 弊社HP「イオンサプライヤーCoC」参照
<https://www.aeon.info/humanrights/>

4. 人権デューデリジェンスの実施状況

(1) 人権デューデリジェンスプロセスまたは人権リスク評価を定期的実施していますか。

2018年から人権デューデリジェンスのプロセスをサプライチェーンにも実施しています。詳しくは、前段のご質問と重なる点も多いため、2の(3)もご参照下さい。

(2) 人権デューデリジェンスプロセスについての過去の調査レポートを公開しましたか。ある場合は、リンクを貼り付けてください。非公開の場合は、その理由を回答ください。

公開しています。

サプライチェーンにおける人権デュー・デリジェンス AEON SUSTAINABILITY DATA BOOK P70-74

https://www.aeon.info/wp-content/uploads/sustainability/images/report/2020/20_data_a3.pdf



- (3) 人権デューデリジェンスプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容（確認項目・確認結果含む）を回答ください。

現地への訪問機会が限られており、水産物に関しては、CGF SSCI での活動を通じて、コロナ禍におけるサプライチェーン上の労働者における課題やリスクの把握につとめています。リモート監査、グリーンバンスメカニズムなど、小売ができる具体的な手法について、協議を続けています。

5. 対話・救済手続（グリーンバンスメカニズム）の実施状況

上記 2 (4) の体制について、水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズム（対話・救済手続）を設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況（相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等）を回答ください。

グリーンバンスメカニズムを稼働させていますが、2021 年 4 月末段階で、本件に関わる相談件数は 0 件です。

6. ステークホルダーエンゲージメント

上記 2 ないし 5 の体制構築・実施に際して行われている、下記のステークホルダーとのエンゲージメントの内容（頻度、テーマ、経営への反映など）について回答ください。

・労働組合：

水産物において、実際に、労働組合との対話にまで至ったケースはまだありませんが、以前に、認証取得にあたり、労働三権の重視に関して、製造委託先様を通じて、要請文を送付したことなどがあります。

・NGO：

複数の国際 NGO や専門家と人権デューデリジェンスの実施にあたり、意見交換を実施、アドバイスを踏まえて、改善に努めています。

・投資家

人権デューデリジェンスの取り組みについて、ESG 説明会を定期的を開催し、報告を実施し、意見交換を実施し、取り組みの改善に努めています。

・国際機関

GSSI、CGF Sustainable Supply Chain Initiative、MSC stakeholder council などの国際機関に参加、国際的に実行可能な取組を協議、協業しています。

・その他

国連グローバルコンパクトネットワークジャパン、CGF ジャパン社会的サステナビリティ WG など国内組織に参加、実行可能な取組を協議、協業しています。

（水産物での人権に関する取り組み）

- ・エビやツナ缶について、タイの取引先とダイアログを実施、船までのトレーサビリティなどの改善の確認をしました。
- ・タイのエビの養殖については、その後、人権面の確認の為、ASC 認証の取得の商品に切り替え、ツナ缶については、原料までの第三者認証の Chain of Custody



により、履歴を明らかにするとともに、天然魚の漁業の操業部分の規格の中に、人権の基準を取り入れるように、第三者認証のプログラムホルダーにも、働きかけを継続しています。

- ・国内においては、カキ等に ASC、MSC 認証取得の商品の扱いに変更することで、外国人研修生の問題に対応して参りました。

7. 本件に対する対応

上記1で、把握していると回答された場合、本レポートで言及された事案について、上記2ないし5の人権デューデリジェンスやグリーンバンスメカニズム等の社内システムでどのように対応されたか回答ください。

委託先へのセミナー実施し、聞き取りを実施しています。

詳しくは、前段のご質問と重なる点も多いため、2の(2)もご参照下さい。

8. 貴社における困難・障害

水産業界における人権状況を改善し、持続可能な水産業を実現する上でどのような困難・障害（法令の欠如、技術不足、産业内での協力体制など）があるか、回答ください。

弊社に特化してということではないですが、設問にあげられているように、水産物ならではの課題はあります。例えば、他国間の法令、船籍・操業場所・労働者の国籍といった多国間での法令をどう考えて対処にあたるのかや、天然魚であれば洋上での課題など、業界のメンバーとともに考えて協業しなければならない点があります。そのため、国内外の枠組みに多数参加し、自社でできることを考えて取り組みを進めているところです。